

第2回 信濃川水系流域委員会中流部会 議事概要

開催日時：令和4年1月13日（木）10:00～12:00

場 所：長岡市消防本部4階 研修室

議事次第：1. 開会

2. 挨拶

3. 出席者の紹介

4. 議事

（1）規約の更新について

（2）第1回信濃川水系流域委員会中流部会でのご意見について（報告）

（3）令和元年東日本台風（台風第19号）への対応状況と「流域治水」について（報告）

（4）河川整備計画変更（原案）について

（5）事業再評価について

①信濃川直轄河川改修事業

②信濃川河川改修事業（大河津分水路）

（6）令和3年8月出水概要（報告）

5. 閉会

○議事

（1）規約の更新について

「信濃川水系流域委員会中流部会 規約（変更案）（資料-1）」

（事務局）

➤ 本文に変更はない。新潟日報長岡支社長の異動に伴う名簿変更である。

（部会長）

➤ 特に異議はないため、部会として規約の更新を承認する。

（2）第1回信濃川水系流域委員会中流部会でのご意見について（報告）

「第1回信濃川水系流域委員会中流部会でのご意見について（資料-2）」

➤ 事務局より報告。

（3）令和元年東日本台風（台風第19号）への対応状況と「流域治水」について（報告）

「令和元年東日本台風（台風第19号）への対応状況と「流域治水」について（資料-3）」

（委員A）

➤ P12の記載で、降雨量1.1倍になるとなぜ流量は1.2倍に増幅されるのか？どちらかというと流域全体で受けるため減衰するものと思っていたが、どういうメカニズムか？

（事務局）

➤ 結果については本省の委員会において、気候変動により平均気温が2℃上昇するシナリオに基づき、降雨量を1.1倍し算出されたもので、一級水系の治水計画の目標とする規模（1/100-1/200）の流量の変化倍率の平均値。

(部会長)

- 例えると、収入10万円、内、可処分所得が1万円となっている家計において、収入が1.1倍になると11万円となる。増分1万円は従前の可処分所得1万円に加算され2倍の2万円になり収入の増える率と一致し得ない。洪水でも同様に、土壤は降雨をある程度貯水するが、その量は一定であるため、降雨量が増えると増分が土壤に吸収されず河川に集約されるため、流出量が大幅に増えるといった現象となる。

(4) 河川整備計画変更（原案）について

「河川整備計画変更（原案）について（資料－4-1）」

(委員B)

- P11 の堤外地の公募伐採について。治水上悪さをする樹林と、そうでない樹林があるはず。悪さをしない樹林は残すなど、メリハリのある対応をお願いしたい。

(事務局)

- 河川管理上の必要性を勘案しながら対応しているところ。また、生態系への影響等については必要に応じて学識者に意見を伺いながら対応している。

(委員C)

- 樹木伐採について、必要最小限にしていただくことで生物の生息場として機能する。河川は「残された」貴重な自然環境になりつつある。かわまちづくりの整備は人間の利用にとって良いかもしないが、生き物の移動空間を残してほしい。

(事務局)

- 人々の利用のみに配慮した整備というものではなく、環境への配慮、生物の移動への配慮など検討した結果をふまえて実施するもの。引き続いて取り組んでいきたい。

(委員D)

- P17 のバックウォーター対策について、栖吉川の合流部対策について具体な内容があるなら示してもらった方が良いと思う。また、令和元年東日本台風洪水時に発生した浄土川のバックウォーターによる浸水被害については対策しているのか？

(事務局)

- 栖吉川の合流点処理については、具体的な方策について検討しており、今後整理、説明できるようにしていきたい。
- 資料－3に示している通り、浄土川のバックウォーターによる浸水被害については、緊急治水対策プロジェクトにおいて、県が浄土川の堤防整備を実施していくものであり、対処可能と考えている。

(部会長)

- ハザードマップのシナリオと異なる被害が発生した。バックウォーターを加味したハザードマップの作成は困難だが、難しい現象が生じるという仕組みを理解してもらう必要がある。避難を呼びかけるといった注意喚起はできないだろうか？

(事務局)

- 支川合流部など、複雑な事象が生じる。支川管理者と協働しながら、具体的に避難情報等を出ツールを提供するなどし、水害リスクの空白地帯を埋めていく方向で検討を進めていく。

(委員A)

- バックウォーター発生の可能性、本川水位上昇の影響ということであればあらゆる支川で起こる可能性がある。浄土川で発生し、渋海川で起きなかったのはなぜか?

(事務局)

- 支川それぞれで特性や整備状況が異なり、その差があると考えている。役割分担として、国としてまずは本川水位を下げる整備を進め、県や市と連携しつつ、情報共有しながら対策を進めていく。影響が大きいところの住民には、何らかの情報提供をしていくような取り組みを進めていきたい。

(委員E)

- 今後、ハザードマップがますます重要な位置づけになっていき、地域でも活用されるようになってくるだろう。
- 不動産業者に話を聞いたが、河川別に作られたハザードマップを住民に説明するのは難しい。複合した総合的なリスクが説明できず、どのような評価をするのか難しい。理解のためのアシストが必要だと思う。
- ソフト対策がどの程度寄与したのか評価したいが、事後的なアンケートなどしか取れないので難しい。事前事後の分析、タイムラインが本当に役立っているかを評価した方が良い。評価せずに次から次へソフト対策が出てくると、住民も対応が大変だと思う。

(事務局)

- リスク情報については資料ー3の P13 に記載している。多段階の水害リスク情報を提供していく方向で考えている。計画規模より発生頻度の高い洪水での被害発生状況、何年に1回のリスクがあるのかを示していく様になるため、リスク情報の利用者・説明者が分かりやすくなる改良となる。
- マイタイムライン等のソフト対策の評価についての重要性は認識しており、課題として考えていいきたい。

(5) 事業再評価について

①信濃川直轄河川改修事業

「河川事業の再評価説明資料〔信濃川直轄河川改修事業〕(資料ー5-1)」

②信濃川河川改修事業（大河津分水路）

「河川事業の再評価説明資料〔信濃川河川改修事業（大河津分水路）〕(資料ー5-3)」

(部会長)

- 本川改修、大河津改修とともに、貨幣換算した費用対効果は大きく、また貨幣換算できないものについても効果は大きい。

(委員F)

- 事業の費用対効果の評価はあくまで数値化されたものであり、参考とする程度とした方が良いのではないか?

(事務局)

- 事業評価は費用便益分析のみでなく、事業の必要性について総合的に評価し判断している。

(委員D)

- 資料－5－3のP8に記載の野積橋の架け替えについては、五差路によるルート変更は以前から調整していれば最初からこのルートになったのではないか？

(事務局)

- 当初、新規事業採択の段階では概略にて検討を行い、事業化が認められたところ。のちに詳細検討や関係機関の意向をふまえた結果、ルート変更となったものである。ご意見いただいた事前対応という点については、今後とも意識して取り組んでいきたい。

(部会長)

- 現行整備計画で実施することとしている箇所について、流量増による変更はなかったのか？

(事務局)

- 現行整備箇所においては、当初から手戻りがないよう将来の流量を見据えて整備するものであるため変更はない。

(部会長)

- 信濃川直轄河川改修事業、及び、信濃川河川改修事業（大河津分水路）の事業再評価について、中流部会として事業継続を承認する。

（6）令和3年8月出水概要（報告）

「資料－6 令和3年8月出水概要報告」

- 事務局より報告。

(全体を通しての意見)

(委員F)

- 人々が親しめるような、かわまちづくりを進めていただきたい。

(事務局)

- ご指摘を踏まえて取り組んでいきたい。

以上